

道路用地等売払申請にあたっての注意事項

道路用地等の売払申請にあたり、下記事項に充分ご注意ください。

記

1 売払申請にあたっては、必ず、事前にご相談の上、申請をお願いします。また、売払申請は、売払いを確約するものではありませんのでご注意ください。

2 売払申請ができる方は、対象地に隣接する土地所有者です。

土地所有者とは、土地全部事項証明書（登記簿）に記載されている方となります。土地全部事項証明書（登記簿）をご確認の上、申請をお願いします。土地全部事項証明書（登記簿）は法務局で取得できます。

また、申請者が下記の場合は、必要となる添付書類が異なる場合がありますので、申請する前に必ずご相談ください。

(1) 土地所有者が法人の場合
当該法人の代表者とする。

(2) 土地所有者の土地が共有地の場合
共有者全員とする。

(3) 登記されている土地所有者が死亡している場合
遺産分割協議が整い相続人が特定され、所有権移転登記が未了の場合はその権利者を申請者とし、遺産分割協議が未了の場合は法定相続人全員を申請者とする。

(4) 未成年者又は成年被後見人等が土地所有者の場合
未成年者については親権者、未成年被後見人については未成年後見人、成年被後見人については成年後見人が代わって申請し、被補助人については補助人、被保佐人については保佐人の同意を得て申請するものとする。この場合において、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を記名の上、法定代理人が併記押印する。

(5) 信託財産登記された信託財産である場合
信託財産登記された信託財産である場合は、委託者及び受託者の両者とする。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者の両者とし、信託原簿に特別な定めがある場合はその内容によるものとする。

(6) 登記簿上の土地所有者以外の者が所有権を取得している場合

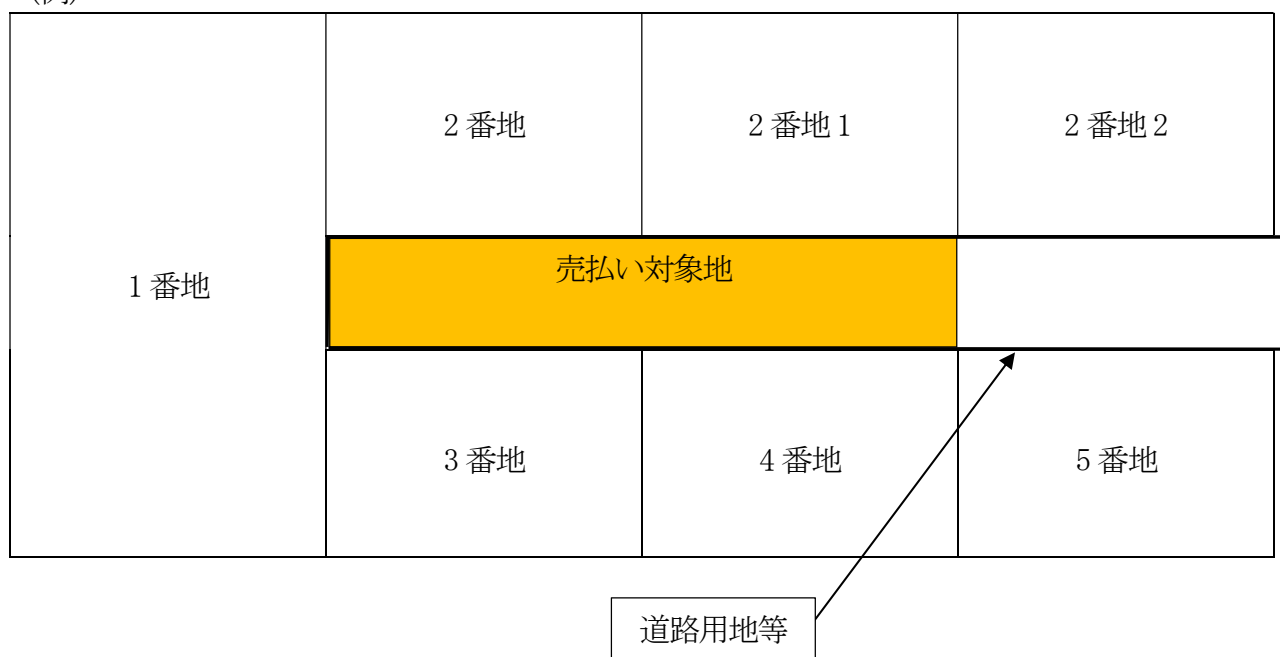
当該所有者以外の者が申請することができる。ただし、売買契約書（写し添付、原本提示）土地売渡承諾書（写し添付、原本提示）その他所有権を証する書面（写し添付、原本提示）、印鑑証明書（原本、還付不可）及び身分証明書（原本、還付不可）、その他必要とする書類を添付する者に限る。

(7) 上記(1)から(6)以外の場合は、別途ご相談ください。

3 売払申請をする場合は、対象地の隣接者全員の同意が必要です。

(1) 対象地の隣接者とは

(例)



対象地の隣接者は、1 番地、2 番地、2 番地 1、2 番地 2、3 番地、4 番地、5 番地の土地所有者となります。

隣接者とは、隣接地の土地全部事項証明書（登記簿）に記載されている方となりますので、ご注意ください。

また、隣接者が、前述の 1 の(1)から(7)の場合は、ご相談ください。

4 売払い対象地が市道の場合、売払うために市道認定を廃止する必要があり、議会の議決が必要となります。

申請の時期によっては、契約及び登記が完了するまでに相当の時間がかかることがあります。また、売払い対象地が市道以外の場合でも、対象地の状況により、契約及び登記が完了するまでに相当の時間がかかることがあります。

5 売払いにあたり、土地を確定するための測量費及び登記書類作成費用、土地取得費、契約のための収入印紙代、登記のための登録免許税は申請者の負担となります。

6 その他、売払い申請に関してご質問がありましたら、都市整備部建設課道路管理・用地担当までお問い合わせください。

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地
北本市都市整備部 建設課 道路管理・用地担当
TEL 048-591-1111
(内線 2371)
FAX 048-592-4925
E-mail a03700@city.kitamoto.lg.jp